

別紙 令和7年度2年生 3学期人権学習 授業の流れ (案)

流れ	生徒の活動	指導上の留意点
導入 「社会にある人権問題とは何か」	<ul style="list-style-type: none"> ●社会に広まる人権問題にどのようなものがあるか考える。(振り返り) 	<ul style="list-style-type: none"> ●結婚を題材にすることを告げつつも、以下の点を付言する。 <ul style="list-style-type: none"> ①「結婚することが普通」という価値観を押しつけるものではない。 ②結婚に関して憲法にある“両性”の規定について、性の多様性にはかなわないものとしての指摘があることは、別の課題で考えるべき。
展開1 「結婚できる条件とは何か」	<ul style="list-style-type: none"> ●Q1に取り組む。答え合わせをする。 ●Q2に取り組む。自由に意見を書く。 ●憲法24条の内容を確認する。 ●Q3に取り組む。理由を指摘させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●民法改正で女性が結婚できる年齢が変わったことを理解させる。 ●Q2に書いた内容は共有できるとよいが、言いたくない場合は言わないでもよい。また、あくまでも個人の一意見であることも述べさせる。 ●婚姻が個人の尊厳や両性の平等に言及していることに触れ、婚姻の条件として「カップルの尊厳が重視され、カップルは平等であること」があげられている点にも触れる。 ●動画を先に流し、その後活動に入る。
展開2 「部落差別とは何か」	<ul style="list-style-type: none"> ●部落差別について、要点のみを押さえる(ワークシートに記入)。 ●Q4で、映像と併せて資料(結婚に関する調査結果)を参考に、結婚差別がなくならない理由を考察する。 <p>※動画1…2分30秒 ※動画2…1分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ネット上に流布されている誤った情報や脚色された情報に流されないことの重要性を伝える。 ●特定の地域出身であることで差別されることに、何の科学的根拠もないことも確認させる。 ●調査結果から問題点に気づかせる(資料をデータで配布)。その際、各調査結果はどの項目に重点を置くかによって印象が大きく変わるため、例えば同じ調査結果でも項目を変えて考えさせることも有効。 ●調査結果のグラフは着目点の違いによって、感じ方が異なるため、先生方の率直な感想を生徒に伝えてください。(例:「若い世代の方が差別が残っていると思ってる」) ●「差別されないために被差別部落の人と結婚

		してほしくない」という意見は差別を拡大しているものであると指摘する（気づかせたい）。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●Q5で、差別のない社会をつくるための意識・行動を考え、クラス内で共有する。また、映像内の娘が差別的な視点を持つ親に対しできる働きかけについて考察する。資料（部落差別に関する調査結果）を参照する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●部落差別に限らず、外国人差別や障害者差別、さらには学歴や経済力など「両性の合意のみ」に基づいていないさまざまな条件が結婚を阻害することがあることに気づかせる。 ●部落差別の存在やそれに対する親・社会の反応、「大安」を重んじる等の迷信を信じる社会の意識に着目させる。

★意識しておきたいポイント★

①根本として「あらゆる差別は許されない」ということ

本校では、2年生の人権学習の目標を「複合的な視点から人権問題への認識を深めさせるとともに、「人権」の理念について正しく理解し、それにもとづいて具体的な問題を論じ、解決のために行動できるようにさせる」としています。

部落差別や結婚差別といった個別の人権問題についての理解を深めさせることはもちろん重要ですが、とりわけ個別の人権問題を通して普遍的な人権感覚を養わせたいところです。「差別は許されない」「全ての人が心豊かに過ごせる社会を目指す」ということを大前提にして、特にワークシートのQ4については取り組ませたいです。

②差別とは

「差別」という語句を辞書で引くと、「本来平等であるべき人間を、正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うこと」と出てきます。部落差別も“穢れ”“こわい”などといった、科学的根拠にもとづかないものが根底にあります。とりわけ、日本古来の（もはや文化として）根付いてきた考えですから、日常の中で気づかないうちに習慣として行っていることもあります。

いじめと同様に、差別についても「される側に原因がある」といった解釈がある場合は、それを取り払う必要があります。

③マジョリティとマイノリティの関係

差別を顕在化させてきた社会の問題として、「マジョリティが自分自身を守るために差別が行われてきた」ということもあります。明治時代、四民平等が実現されたにも関わらず、「えた」「ひにん」と呼ばれていた人々は一部の戸籍上では「新平民」として明記されていたこともありました。

部落差別については“部落はこわい”ということもよく話されているところです

が、何の言われもなく差別を受けることに対し反発することが“こわい”という排他的な印象を作っているのであれば、それはマジョリティによる重大な暴力になるのではないのでしょうか。

一方で、人間誰もマイノリティにあたる事柄もあるはずです。住んでいる地域や身体上の特性なども個性として、個人を尊重することの重要性を語りかけたいです。そして、さまざまな人権問題が全て我がごとであると語りかけたいです。

④「寝た子を起こすな」の誤り

一部では「部落差別はもうない（表向きになっていない）のだから、わざわざ個別の事象として取り上げることの方が問題である」とする意見もあります。

ただし、さまざまな人権問題（とりわけ部落差別やハンセン病問題など）は、昨今はインターネットやSNS上で急速に広まりを見せていると言えます。1970年代に大きな社会問題を引き起こした『部落地名総鑑』は、インターネットオークションで売買されるなど再び広まりつつあります。「寝た子はネットで起こされる」時代に入っています。誤った知識や穿った知見に凝り固まらないうちに、正しく伝える必要があるとされています。

※確認事項※

①今回の学習では、部落差別の歴史的経緯を深く掘り下げることとはしません。部落差別について、「特定の地域の出身であることで起こる差別がある」という事実と、そのことの問題点や不合理さを生徒に気づかせることに重点があります。

②生徒の中には「どこが部落なんやろ」と気になる生徒もいるかもしれませんが、頭ごなしに注意はせずに「なんで気になるん?」「知ってどうするん?」と問うてください。自身の中の潜在的な差別意識に気づいたり、それを改めようとしたりすることまで含めて学習にできる機会になります。「どこが部落?」という発言はすべきでないと気づくことにもつながり得ます。出自がどうであれ、個人が差別される理由にならないし、大事なものは出自でなく個人の尊厳であることを考えさせたいです。

③ワークシートを回収したら、各担任の先生方で目を通してください。その上で、気になる記述（カミングアウトに類する内容、差別を受けた・受けている旨の内容など）あれば人権教育主任にお伝えください。なお、ワークシートの内容については、後日に配布する「人権学習の振り返り」で抜粋して掲載しますので、その旨を生徒に伝えてください。また、生徒によっては授業内でも発言したくない内容（ないしは、発言させない方がいいと思われる内容）がある場合があるため、活動中は机間指導を行いながら、発言させてもよいと思われる内容をピックアップする形で発言させてください。

- ④今回は部落差別に関わるものとして結婚を取り上げましたが、「結婚をすることが普通である」「結婚をしなければならない」というような価値観を押しつけるものではありません。結婚という社会的な事柄を具体的な題材として、社会に存在する差別の現状と差別解消に資する態度を育成することが主眼にあります。このため、導入部分の「世間一般で結婚の条件と言われること・ものは？」という問いは、あくまで「世間一般」を考えさせてください。
- ⑤結婚については、地方自治体レベルではパートナーシップ制度の導入が広まり、同性婚の議論も広まりつつある現状等を踏まえ、「両性の合意のみに」という憲法第24条の文言に対し、「時代遅れである」「ジェンダー論の側面から違和感がある」等の意見があることも想定されます。それらの意見の発信は大いに認めてください。今回は「両性」を強調したいのではなく、「のみに」を強調したい学習内容であり、「2人が互いに結婚したいと思っていることだけが、憲法上で結婚する上で必要な要件である」ということを生徒に理解させ、そのうえで「出身地等を理由として親が認めないために結婚ができないことは、差別に他ならない」ということに気づかせたいです。また、導入部分の「世間一般で結婚の条件と言われること・ものは？」という問いは、あくまで「世間一般」を考えさせることで、「世間に差別的な視点が潜在している」という気づきにつながると考えています。
- ⑥後日、「人権だより」を配布しますので、HR内でその内容を共有してください。詳細については、後日お伝えします。主な内容は感想文の紹介と、結婚差別・同和問題についての内容の確認です。